

医薬品関連特許判例紹介  
平成 29 年（ネ）第 10090 号  
－ 先使用权に関する争点 －

2018年7月17日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

医薬に係る特許権に基づく控訴人製品の差止等請求において、控訴人製品のサンプル薬に具現された技術的思想が本件発明と同じ内容の発明とはいえないとして、控訴人は先使用权を有するとは認められないとした事例。

■本件発明

【請求項 1】

次の成分（A）及び（B）：

（A）ピタバスタチン又はその塩；

（B）カルメロース及びその塩、クロスポビドン並びに結晶セルロースよりなる群から選ばれる 1 種以上；

を含有し、かつ、水分含量が 2.9 質量%以下である固形製剤が、気密包装体に收容してなる医薬品。

【請求項 2】

固形製剤の水分含量が 1.5～2.9 質量%である、請求項 1 記載の医薬品。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

食品×医療支援室長 中尾 守男 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : [iplaw-ky@harakenzo.com](mailto:iplaw-ky@harakenzo.com)

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。